

# 平成25年度 第1回少年自然の家運営委員会

日 時 平成26年2月26日(水)  
午前10時00分から  
場 所 水戸市少年自然の家

## 次 第

- 1 開 会
- 2 生涯学習課長あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 議 題  
議案第1号 正副委員長の選出について  
  
報告第1号 平成25年度利用状況について  
報告第2号 平成25年度主催事業について  
  
議案第2号 平成26年度運営方針及び努力目標(案)について  
議案第3号 平成26年度主催事業(案)について
- 5 その他
- 6 閉 会

水戸市少年自然の家運営委員会委員名簿

(順不同)

氏名	役職
寺門南	飯富小学校校長
磯崎則男	下大野小学校校長
勝村登	梅が丘小学校校長
飯村久美子	内原小学校校長
菊池直樹	市子ども会育成連合会会長
成願強	市ボーイスカウト・ ガールスカウト連絡協議会副会長
増田隆生	市スポーツ少年団本部 常任理事
大津俊英	山根自治会連合会会長
高橋寿子	学識経験者
猪野和恵	学識経験者

任期 平成 25.7.5～平成 27.7.4

報告第1号 平成25年度利用状況について

月	幼稚園				小学校				中学校				少年の団体				その他・一般の団体				主催事業				合計				日帰り	1泊	2泊	3泊	4泊	5泊	市内	市外		延人数	前年度比	稼働日	開所日	日平均		
	件数	男	女	計	件数	男	女	計	件数	男	女	計	件数	男	女	計	件数	男	女	計	件数	男	女	計	件数	男	女	計								市内	圏内						圏外	市内
4	件			0人	件			0人	3件	193	183	376人	5件	195	54	249人	件			0人	件			0人	8件	388	237	625人	351	274					260	224	141	市内 330人 圏内 287人 圏外 282人 計 899人	710人	13	24	69人		
5	件			0人	3件	178	180	358人	3件	192	195	387人	1件	24	7	31人	4件	75	78	153人	2件	48	55	103人	13件	517	515	1,032人	196	836					706	4	322	市内 1,216人 圏内 8人 圏外 644人 計 1,868人	-383人	17	27	110人		
6	3件	65	85	150人	2件	38	39	77人	1件	63	65	128人	3件	103	76	179人	2件	41	73	114人	1件	27	38	65人	12件	337	376	713人	292	421					476	21	216	市内 788人 圏内 42人 圏外 304人 計 1,134人	-368人	16	26	71人		
7	1件	71	87	158人	件			0人	件			0人	5件	186	147	333人	2件	46	38	84人	1件	60	65	125人	9件	363	337	700人	61	449	190					541	102	57	市内 1,146人 圏内 269人 圏外 114人 計 1,529人	282人	14	24	109人	
8	件			0人	件			0人	1件	31		31人	12件	416	311	727人	2件	39	66	105人	1件	40	40	80人	16件	526	417	943人	211	686	46					520	189	234	市内 942人 圏内 305人 圏外 474人 計 1,721人	383人	16	28	108人	
9	8件	74	88	162人	2件	43	33	76人	4件	143	18	161人	5件	109	115	224人	件			0人	1件	22	38	60人	20件	391	292	683人	164	197	285	37					387	62	234	市内 637人 圏内 185人 圏外 739人 計 1,561人	-603人	17	23	92人
10	件			0人	7件	358	347	705人	件			0人	3件	79	55	134人	4件	57	51	108人	2件	64	94	158人	16件	558	547	1,105人	278	827					859	9	237	市内 1,450人 圏内 10人 圏外 472人 計 1,932人	387人	19	26	102人		
11	件			0人	1件	34	26	60人	1件	18	15	33人	2件	91	70	161人	8件	218	179	397人	1件	48	65	113人	13件	409	355	764人	465	299					693	38	33	市内 933人 圏内 74人 圏外 56人 計 1,063人	-52人	12	24	89人		
12	件			0人	件			0人	件			0人	6件	125	163	288人	1件	11	8	19人	3件	40	66	106人	10件	176	237	413人	330	83					413			市内 496人 圏内 人 圏外 人 計 496人	142人	8	23	62人		
1	件			0人	件			0人	件			0人	2件	10	64	74人	件			0人	3件	21	39	60人	5件	31	103	134人	42	92					134			市内 226人 圏内 人 圏外 人 計 226人	-88人	6	23	38人		
2	件			0人	件			0人	件			0人	件			0人	件			0人	件			0人	0件	0	0	0人									市内 人 圏内 人 圏外 人 計 0人	-839人		23	###人			
3	件			0人	件			0人	件			0人	件			0人	件			0人	件			0人	0件	0	0	0人									市内 人 圏内 人 圏外 人 計 0人	-1,623人		26	###人			
計	12件	210	260	470人	15件	651	625	1,276人	13件	640	476	1,116人	44件	1,338	1,062	2,400人	23件	487	493	980人	15件	370	500	870人	122件	3,696	3,416	7,112人	2,390	4,164	521	37	0	0	4,989	649	1,474	市内計 8,164人 圏内計 1,180人 圏外計 3,085人 合計 12,429人	-2,052人	138	297	90人		

平成25年度 1月 31日 現在

報告第2号 平成25年度主催事業について

1. 四季の体験学習

5月11日(土)～11月10日(日) 年4回

概要 緑豊かな少年自然の家で、四季を通して自然に親しみながら米づくりを体験する。

参加対象	参加人員	主な活動内容
水戸市内の 小学校4年～6年生	男 26名	1回目 仲間作り・田植え等
	女 31名	2回目 かかし作り・田の草取り等
	計 57名	3回目 創作活動・稲刈り等
		4回目 収穫祭・餅つき等

2. 親子で自然を楽しもう

5月25日(土) 日帰り

概要 親子で協力しての昼食作りや、自然の家周辺を散策するなど自然の恵みに接しながら親子のふれあいを深める。

参加対象	参加人員	主な活動内容
水戸市内の小学生と その家族	男 20名 女 16名 計 11組 36名	うどん打ち, 自然観察ハイキング(楮川ダム)等

3. サマーキャンプ

7月26日(金)～28日(日) 2泊3日

概要 夏休みの3日間、キャンプ生活や野外活動をとおして、心身を鍛錬するとともに、多くの友達と友情の輪を広げる。

参加対象	参加人員	主な活動内容
水戸市内の 小学校4年～6年生	男 57名 女 56名 計 113名	テント設営, ナイトハイク, 野外炊飯(牛井作り, カレー作り), ホットドッグ作り, キャンプファイヤー, 流しそうめん等

4. サマーキャンプ(1泊2日)

8月17日(土)～18日(日) 1泊2日

概要 キャンプ初心者を対象に、1泊2日のテント生活や野外活動をとおして、心身を鍛錬するとともに、多くの友達と友情の輪を広げる。

参加対象	参加人員	主な活動内容
水戸市内の 小学校4年～6年生	男 39名 女 30名 計 69名	テント設営, キャンプファイヤー, 花火, 野外炊飯(牛井作り), 創作活 動(ペットボトルロケット作り)等

5. 陶芸教室（親子で陶器を作ろう）

10月19日(土)

概要 親子で陶芸にチャレンジしながらふれあいを深めるとともに、茨城県の地場産業である笠間焼きの歴史や特徴を学び知識を深める。

参加対象	参加人員	主な活動内容
水戸市内の小学生とその家族	男 40名 女 66名 計39組106名	うどん作り, 笠間焼きのお話, 手ひねり陶器作り, 電動ろくろ体験等

6. 親子で秋の森林浴～身近な秋を楽しもう

10月27日(日) 日帰り

概要 自然観察や芋煮会をとおして、秋の自然や味覚を満喫し、親子の心のふれあいを深める。

対象者・募集人員	参加人数	主な活動内容
水戸市内の小学生とその家族	男 20名 女 26名 計14組46名	芋煮会, ハイキング, 自然散策, りんご狩り等

7. 冬を親しむ親子のつどい

12月7日(日)～8日(日) ※H24日帰り

概要 冬の自然に親しみながら、様々な体験を通して親子のふれあいを深める。

対象者・募集人員	参加人員	主な活動内容
水戸市内の小学生とその家族	男 15名 女 16名 計11組31名	創作活動（リース作り）, 天体観察

8. 親子でミニ門松を作ろう

12月21日(土) 日帰り

概要 餅つきや鏡餅づくり, 門松づくりを通して、親子のふれあいを深める。

対象者・募集人員	参加人員	主な活動内容
水戸市内の小学生とその家族	男 21名 女 31名 計15組52名	鏡餅づくり, 餅つき体験, ミニ門松づくり

9. 正月遊び

1月18日(土)～19日(日) 1泊2日

概要 どんど焼き, 七草がゆ, 繭玉飾り等を行い、現在忘れられようとしている正月遊びを体験する。

対象者・募集人員	参加人員	主な活動内容
水戸市内の小学3年生～6年生	男 19名 女 25名 計 44名	餅つき, 繭玉作り, 正月遊び（羽根つき・メンコ・ベーゴマ等）, どんど焼き, 七草粥

9. 親子でチャレンジみそ作りと星座の観察

2月15日(土)～16日(日)

概要 親子で協力しみそを仕込み、熟成をまって1年後に手作りみその風味を味わう。また、夜には星座の観察を行い、親子のふれあいを深める。

対象者・募集人員	参加人数	主な活動内容
水戸市内の小学生とその家族	男27名 女43名 計24組70名	親子でのみそ作り、星座の観察、レクリエーション等

10. 星座のつどい

3月8日(土)～9日(日)

概要 自作の望遠鏡で月や星座を観察し未知の世界への知識を深める。また、周辺の自然に親しみながら、さらに友情の輪を広げる。

対象者・募集人員	応募状況	主な活動内容
水戸市内の 小学3年生 ～小学6年生	男 名 女 名 計 名	天体望遠鏡作り、 星座観察、 スターウォークラリー等

11. 冬の自然の家で普段できない体験を

12月15日(日), 22日(日), 1月5日(日), 1月11日(土)

焼き杉板作り, アロマキャンドル作り

1月26日(土), 2月1日(土), 2月2日(日), 2月9日(日)

アロマキャンドル作り, プラバンキーホルダー作り

3月2日(日), 22日(土)

ウォークラリー, はがき作り

概要 少年自然の家の活動プログラムを家族で手軽に体験してもらうとともに、親子のふれあいを深めてもらう。

対象者・募集人員	応募状況	主な活動内容
子どもを含んだ家族	2月9日時点 10組25名	焼き杉板作り, アロマキャンドル作り, プラバンキーホルダー作り等

議案第1号 平成26年度運営方針及び努力目標（案）について

平成26年度少年自然の家運営方針及び努力目標（案）

○運営方針

近年、自然に親しむ機会が減少しつつある子どもたちに、里山の自然の中で集団宿泊学習や野外活動を体験するなどして、情操や社会性を豊かにするとともに、生命や自然を尊重し、環境を大切にすることを育てる。

また、集団生活により、社会生活に必要な規律・友愛・協同・奉仕の精神を育て、未来を担う心豊かな青少年の育成に努める。

○努力目標

水戸市第6次総合計画において、少年自然の家は「施設の再整備を進めるとともに、地域特性を生かし新たなプログラムを展開するなど、自然体験活動の拠点としての機能拡充」に努めることになっている。

1 運営体制の充実

- (1) 関係機関、団体、学校（園）との連携を図り、利用促進に努める。
- (2) 利用団体への積極的な助言、指導に努める。
- (3) 利用者の安全と衛生管理に努める。
- (4) 関連施設との連携を強化し、各種情報の収集とその活用に努める。
- (5) インターネットを活用した情報発信に努める。

2 施設、設備の充実

- (1) 安全で清潔な施設の維持管理に努める。
- (2) 運営に必要な機材器具と備品類の適切な確保と管理に努める。
- (3) 施設周辺の自然環境の保全と維持整備に努める。
- (4) 耐震補強を含めた少年自然の家大規模改修事業の整備方策の検討に努める。

3 活動内容の充実

- (1) 利用者が創造性に富んだ、自主的で、主体的な活動が進められるよう、その計画や活動に対する助言、指導に努める。
- (2) 野外活動における各種の観察や施設周辺の環境を活用した活動内容の工夫に努める。
- (3) 各種活動資料の収集と利用者へのきめ細かな情報の提供に努める。
- (4) 地域の協力と理解を得ながら、広範囲な活動ができるように努める。

4 主催事業の充実

- (1) 四季を通じた体験学習の充実に努める。
- (2) プログラムの改善と創意工夫に努め、自然環境を活用した事業に努める。
- (3) 異年齢の子どもとの交流や、家族で参加できる行事の開催に努める。

議案第2号 平成26年度主催事業(案)について

行事名	期日	対象者・ 募集人員等	事業の概要
四季の体験学習 ①田植え	5月17日(土) ～5月18日(日)	市内の小学4年生 ～6年生 80名	緑豊かな少年自然の家で、 四季を通して自然に親しみ ながら米作りを体験する。
親子で森林浴 ～新緑を楽しもう～	6月7日(土)	市内の小学生と その家族 20組60名	親子で自然の家の山野を 散策し、樹木の散策やうどん 作りをとおして、親子のふれ あいを深める。
四季の体験学習 ②草取り	6月28日(土) ～6月29日(日)	市内の小学4年生 ～6年生 80名	
サマーキャンプ 2泊3日	7月25日(金) ～7月27日(日)	市内の小学4年生 ～6年生 100名	キャンプ生活や野外活動 をとおして、心身を鍛練する とともに、多くの友達と友情 の輪を広げる。
サマーキャンプ 1泊2日	8月16日(土) ～8月17日(日)	市内の小学4年生 ～6年生 100名	キャンプ生活や野外活動 をとおして、心身を鍛練する とともに、多くの友達と友情 の輪を広げる。
四季の体験学習 ③稲刈り	9月27日(土) ～9月28日(日)	市内の小学4年生 ～6年生 80名	
親子で森林浴 ～身近な秋を 楽しもう～	10月26日(日)	市内の小学生と その家族 20組60名	自然観察や芋煮会をとお して、親子で秋の自然や味覚 を満喫しながら心のふれあ いを深める。
四季の体験学習 ④収穫祭	11月8日(土) ～11月9日(日)	市内の小学4年生 ～6年生 80名	
冬を楽しむ親子 のつどい	12月6日(土)	市内の小学生と その家族 20組60名	親子でのそば打ちや、オリ ジナルのクリスマスリース 作りを通して親子のふれ合 いを深める。
親子でミニ門松 を作ろう	12月20日(土)	市内の小中学生と その家族 20組60名	親子で餅つきをし、鏡もち やミニ門松を作りを行い、親 子のふれあいを深める。
正月遊び	1月10日(土) ～1月11日(日)	市内の小学3年生 ～6年生 80名	どんど焼き、繭玉飾り、羽 根つきなど、現在忘れられよ うとしている正月遊びを体 験する。
親子で陶器を 作ろう	1月31日(土)	市内の小学生と その家族 20組60名	親子で陶芸にチャレンジ しながら心のふれあいを深 め、笠間焼きの歴史や特徴を 学ぶ。

親子でチャレンジみそ作りと星座の観察	2月14日(土) ～2月15日(日)	市内の小中学生とその家族 20組 60名	親子でみそ作りや星座の観察を行い、心のふれあいを深める。
星座のつどい	3月7日(土) ～3月8日(日)	市内の小学3年生～小学6年生 80名	夜空を見上げ星座を観察し、未知の世界への知識を深めるとともに、自然の家周辺の自然に親しみながら、友情の輪を広げる。

【参考資料】

- 水戸市少年自然の家条例 1 ページ～2 ページ
  
- 水戸市少年自然の家条例施行規則 3 ページ～9 ページ

○水戸市少年自然の家条例

平成4年9月22日  
水戸市条例第52号

水戸市少年自然の家条例(昭和50年水戸市条例第22号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条及び第31条第2項の規定に基づき、少年自然の家の設置及び管理等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 自然環境のなかで行う集団宿泊訓練、野外活動等を通じて、少年の健全な育成を図るため、少年自然の家を次のとおり設置する。

名称 水戸市少年自然の家

位置 水戸市全隈町80番地の1

(職員)

第3条 水戸市少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)に、事務職員その他必要な職員を置く。

(事業)

第4条 少年自然の家は、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 少年の集団宿泊訓練、野外活動、自然観察等に関すること。

(2) 少年団体の育成及び指導に関すること。

(3) その他設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用できる者)

第5条 少年自然の家を使用できる者は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 幼児(3歳未満の者を除く。)及びその引率者

(2) 小学校、中学校等の児童又は生徒及びその引率者

(3) 少年団体及びその引率者

(4) その他水戸市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が適当と認める者

(平10条例22・一部改正)

(使用の許可)

第6条 少年自然の家を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 教育委員会は、少年自然の家の管理上必要があると認めるときは、前項に規定する許可に条件を付すことができる。

(使用の不許可)

第7条 教育委員会は、次の各号の一に該当する場合は、使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 少年自然の家の施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) その他管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 少年自然の家の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に少年自然の家を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(使用の取消し等)

第9条 教育委員会は、次の各号の一に該当する場合は、第6条に規定する使用の許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

(1) 使用許可の条件に違反したとき。

(2) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(3) その他教育委員会が必要があると認めるとき。

(使用料)

第10条 使用者は、使用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の免除等)

第11条 教育委員会が特に理由があると認めるときは、使用料を免除し、又は納付期日を別に指定することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。

(2) その他教育委員会が特に理由があると認めるとき。

(損害賠償等)

第13条 使用者は、少年自然の家の施設若しくは設備等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

(少年自然の家運営委員会)

第14条 少年自然の家の運営を円滑に行うため、水戸市少年自然の家運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

(組織等)

第15条 運営委員会は、教育委員会が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 運営委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は、運営委員会の会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 運営委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 運営委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

付 則(平成10年3月24日条例第22号)

この条例は、平成10年7月1日から施行する。

付 則(平成17年3月28日条例第25号)

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

#### 別表(第10条関係)

(平10条例22・全改, 平17条例25・一部改正)

区分	宿泊(1人1泊)		日帰り(1人1日)	
	市内居住者	市外居住者	市内居住者	市外居住者
幼児	150円	370円	70円	220円
小学生	300円	750円	150円	450円
中学生	300円	750円	150円	450円
幼児、小学生又は中学生の引率者	300円	750円	150円	450円
その他	750円	1,500円	450円	1,200円

○水戸市少年自然の家条例施行規則

平成4年10月1日  
水戸市教委規則第33号

水戸市少年自然の家条例施行規則(昭和50年水戸市教育委員会規則第10号)の全部を改正する。  
(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市少年自然の家条例(平成4年水戸市条例第52号。以下「条例」という。)第17条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(所管)

第2条 水戸市少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)は、水戸市教育委員会事務局生涯学習課が所管する。

(平15教委規則5・平19教委規則12・一部改正)

(事務分掌)

第3条 少年自然の家の事務分掌は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事務事業の企画、立案及び運営に関すること。
- (2) 少年自然の家運営委員会に関すること。
- (3) 使用申込みの受付及び許可に関すること。
- (4) 施設使用の調整並びに使用団体の助言及び生活指導に関すること。
- (5) 使用者の安全管理及び保健衛生に関すること。
- (6) 広報に関すること。
- (7) 公印の管守に関すること。
- (8) 文書の収発及び整理保存に関すること。
- (9) 予算経理その他会計事務に関すること。
- (10) 物品等の出納及び保管に関すること。
- (11) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(平14教委規則5・平19教委規則12・一部改正)

(職員)

第4条 少年自然の家に、所長その他必要な職員を置く。

2 所長は、上司の命を受け、少年自然の家の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

3 職員は、上司の命を受け、分担の事務を行う。

(使用時間及び休日)

第5条 少年自然の家の使用時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 1日使用の場合 午前9時から午後5時15分まで
- (2) 宿泊使用の場合 午前9時から退所日の午後5時15分まで

2 少年自然の家の休日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日(5月3日から5月5日までのいずれかの日が月曜日の場合にあつては、5月6日)
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(5月3日から5月5日までの日を除く。)。ただし、その日が月曜日の場合は、次の開所日に当たる日とする。
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 水戸市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、使用時間及び休日を変更することができる。

(平14教委規則5・平19教委規則12・一部改正)

(使用許可の申請等)

第6条 条例第6条第1項の規定により少年自然の家の使用許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、少年自然の家使用許可申請書(様式第1号)を使用日の20日前までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請を許可したときは、少年自然の家使用許可書(様式第2号。以下「使用許可書」という。)を交付するものとする。

(使用内容の変更等)

第7条 少年自然の家の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用内容の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の7日前までに少年自然の家使用変更(取消)申請書(様式第3号)に、使用許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により申請を受けたときは、直ちに審査し、その適否を決定し、使用内容の変更により既納の使用料に不足を生じたときは、不足額を納付させ、少年自然の家変更(取消)許可書(様式第4号)を使用者に交付する。

(使用料の免除)

第8条 条例第11条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、少年自然の家使用料免除申請書(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、第2号及び第4号に

については教育委員会の許可を得た場合は、この限りでない。

- (1) 許可された以外の施設、付属施設等を使用しないこと。
- (2) 施設、付属施設等に設備を付加し、又は設置しないこと。
- (3) 凶器、爆発物、その他危険物を持ちこまないこと。
- (4) 火気を使用しないこと。
- (5) 使用を終わったときは、その使用に係る施設設備を原状に復すること。
- (6) その他係員の指示に従うこと。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平19教委規則12・旧第11条繰上)

付 則

(施行期日)

1. この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2. この規則の施行日前に作成した各様式用の紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い使用することができる。

付 則(平成10年4月14日教委規則第1号)

この規則は、平成10年7月1日から施行する。

付 則(平成14年3月1日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成15年3月26日教委規則第5号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月28日教委規則第12号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

少年自然の家使用許可申請書

年 月 日

水戸市教育委員会 様

申請者住所

団体名

代表者氏名

水戸市少年自然の家を使用したいので、計画書を添えて下記のとおり申請します。

記

使用目的				
使用者	幼児	男 人	女 人	計 人
	小・中学生	男	女	計
	引率者	男	女	計
	その他	男	女	計
	合計	男	女	計
使用時間	入所	年 月 日 午 時 分		
	退所	年 月 日 午 時 分		
責任者	住所			
	氏名		電話	
備考				

※ 受付	年 月 日 (番号)	許可番号	使用料
	(第 号)	第 号	円

注 ※印欄は記入しないこと。

少年自然の家使用許可書

第 号  
年 月 日

様

水戸市教育委員会 印

水戸市少年自然の家の使用について、下記のとおり許可します。

記

使用目的				
使用者	幼児	男人	女人	計 人
	小・中学生	男	女	計
	引率者	男	女	計
	その他	男	女	計
	合計	男	女	計
使用時間		入所	年 月 日 午 時 分	
		退所	年 月 日 午 時 分	
責任者		住所		
		氏名	電話	
備考				

注1 水戸市少年自然の家条例，同条例施行規則及び職員の指示事項を守ること。

2 使用内容の変更又は使用の取消しをするときは，使用日前7日までに変更(取消)申請書に許可書を添えて教育委員会に提出すること。

3 この許可書は，入所の日に所長に提示すること。

少年自然の家使用変更(取消)申請書

年 月 日

水戸市教育委員会 様

申請者住所

団体名

代表者氏名

水戸市少年自然の家の使用変更(取消)をしたいので、下記のとおり申請します。

記

使用目的					
許可番号		第 号			
許可内容	使用者	幼児	男 人	女 人	計 人
		小・中学生	男	女	計
		引率者	男	女	計
		その他	男	女	計
		合計	男	女	計
使用時間		入所 年 月 日 午 時 分			
		退所 年 月 日 午 時 分			
責任者		住所			
		氏名	電話		
変更内容	使用者	幼児	男 人	女 人	計 人
		小・中学生	男	女	計
		引率者	男	女	計
		その他	男	女	計
		合計	男	女	計
使用時間					
備考					

※ 受付	年 月 日	許可番号	使用料
	(番号)		
	(第 号)	第 号	円

注 ※印欄は記入しないこと。

少年自然の家使用変更(取消)許可書

第 号  
年 月 日

様

水戸市教育委員会 印

水戸市少年自然の家の使用について、下記のとおり許可します。

記

使用目的					
使用者	幼児	男 人	女 人	計	人
	小・中学生	男	女	計	
	引率者	男	女	計	
	その他	男	女	計	
	合計	男	女	計	
使用時間	入所	年	月	日	午 時 分
	退所	年	月	日	午 時 分
責任者	住所				
	氏名		電話		
備考					

注1 この許可書は、入所の日に所長に提示すること。

2 ※印欄は記入しないこと。

少年自然の家使用料免除申請書

年 月 日

水戸市教育委員会 様

申請者住所

団体名

代表者氏名

年 月 日付の使用許可に係る使用料の免除について、下記のとおり申請します。

記

使用目的				
使用者	幼児	男人	女人	計人
	小・中学生	男	女	計
	引率者	男	女	計
	その他	男	女	計
	合計	男	女	計
使用時間		入所	年 月 日	午 時 分
		退所	年 月 日	午 時 分
免除を受けようとする理由				
備考				

※ 受付	年 月 日 (番号)	許可番号	使用料
	(第 号)	第 号	円
上記のとおり免除する。			
年 月 日			
様			
水戸市教育委員会 印			

注 ※印欄は記入しないこと。